

議案第180号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設
(2) 所在地	川崎市堤根余熱利用市民施設 川崎区堤根73番地1 川崎市王禅寺余熱利用市民施設 麻生区王禅寺1321番地
(3) 設置条例	川崎市余熱利用市民施設条例
(4) 設置目的	ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与すること
(5) 施設の事業内容	両施設共通：温水プール、老人休養施設の運営 王禅寺のみ：トレーニングルーム、会議室、レストランの運営等
(6) 現在の管理者	東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体
(7) 現在の管理運営費	168,312千円（平成30年度）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体
所 在 地	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
代表団体	株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役社長 平塚 秀昭
構成団体	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 雑賀 克英
設 立 年 月	○代表団体 昭和60年10月24日 ○構成団体 昭和45年4月8日
資本の額	○代表団体 1億円 ○構成団体 16億5,380万円
従業員数	○代表団体 359名 ○構成団体 7,629名
設 立 目 的	○代表団体 (1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託 (2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託 ア 喫茶店・レストランの経営 イ スポーツ用品店の経営 ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営 エ 酒・煙草の販売 オ エステティックサロンの経営 カ 整骨院、鍼灸マッサージ院の経営 キ 警備の請負及びその保障に関する事業 (3) 一般旅行業 (4) インターネット・カタログ等による通信販売 (5) 食料品・健康器具及び健康に関する書籍等の販売

	(6) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務 (7) 前各号に付帯関連する一切の業務 ○構成団体 (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及び斡旋 (3) その他
事業概要 (平成29年度)	○代表団体 ・会員制総合フィットネスクラブの経営、企画、運営 ・フィットネス関連事業の企画、運営 ・スイミングスクール事業 ・フィットネスショップ、通信販売事業 ・シニア事業（介護予防）のプログラム企画 ・インストラクター（スポーツ、シニア等）の養成 ・企業フィットネス及びイベント、ツアー等の企画・運営 ・温浴施設の運営 ○構成団体 ・マンションライフサポート事業 ・ビルマネジメント事業 ・リフォーム事業 ・環境・シニア関連事業
決算 (平成29年度)	○代表団体 総収入 17,047,962千円 総支出 16,361,182千円 当期損益 686,780千円 ○構成団体 総収入 120,714,000千円 総支出 105,031,000千円 当期損益 7,870,000千円

3 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

(1) 堤根余熱利用市民施設

項目	事業内容
プールの運営	・水泳教室の実施（3期制、短期教室） ・無料エクササイズ教室の実施
老人休養施設の運営	・入浴施設の管理・運営 ・健康増進に向けた健康体操教室等の実施
自主事業	・健康増進のためのオリジナルフィットネスグッズの販売

(2) 王禅寺余熱利用市民施設

項 目	事業内容
プールの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳教室の実施（3期制、短期教室） ・無料エクササイズ教室の実施
トレーニングルームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の設置 ・個人指導サービスの継続、体組成機器の常設 ・スポーツ教室、無料エクササイズの実施
老人休養施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設の管理・運営 ・健康増進に向けた健康体操教室等の実施
その他事業	・水泳用品等の販売、自動販売機の設置、レストランの運営
自主事業	・健康増進のためのオリジナルフィットネスグッズの販売等

6 収支計画

(1) 堤根余熱利用市民施設

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	31年度	32年度	33年度	34年度	合 計
収 入	89,407	90,119	90,991	84,275	354,792
指定管理料	41,503	41,868	42,391	39,403	165,165
利用料金	25,707	25,835	25,964	23,919	101,425
その他の収入	22,197	22,416	22,636	20,953	88,202
支 出	89,309	90,022	90,894	84,176	354,401

(2) 王禅寺余熱利用市民施設

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	31年度	32年度	33年度	34年度	合 計
収 入	320,809	323,871	326,452	329,194	1,300,326
指定管理料	125,861	127,478	128,602	129,875	511,816
利用料金	107,797	108,434	109,074	109,719	435,024
その他の収入	87,151	87,959	88,776	89,600	353,486
支 出	314,146	317,174	319,724	322,434	1,273,478

別紙

川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理
予定者の選定結果について

1 応募状況

現地見学会参加：8団体

応募団体：2団体（(株)ダンロップスポーツウェルネス、東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体）

2 指定管理者選定評価委員会委員

恩田 哲也（東海大学体育学部教授）

勝田 悟（東海大学教養学部人間環境学科教授）

小林 俊子（YMC A健康福祉専門学校 非常勤講師）

庄司 佳子（環境カウンセラー）

寺内 正夫（税理士・中小企業診断士）

矢野 重明（税理士）

3 選定理由

危機管理、プールの安全衛生管理体制が的確であったこと、指定管理業務を安定して実施できるノウハウや経営基盤を有していること、これまでの管理・運営体制が適切であったことなどを評価した。

4 審査結果（※基準点360点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者 (東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)	(株)ダンロップスポーツウェルネス
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	210点	136点	143点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	180点	113点	120点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	54点	54点
④応募団体自身についての評価	90点	60点	56点
⑤応募団体の取組	30点	18点	18点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		11.25点	0点
合計	600点	392.25点	391点

5 提案額

676,981千円（4年間）